

労働安全衛生 そもそもセミナー

2026/7/8(水)



高知医療生活協同組合 岡田崇顧

健康で
働まっづけられる
職場づくり

2024年改訂版 定価：300円



全日本民主医療機関連合会



2024年2月 発行
10年ぶりの改訂

<https://min-iren.net/kenkomamoru/>

日本の近代産業化と、労働災害の「悲劇の原点」

初期の近代産業化に伴う労働問題

鉱山労働 足尾銅山や別子銅山での悲劇

深部採掘での高湿度、粉じんによる肺疾患（じん肺）、落盤事故、有害ガスによる中毒、そして周辺地域を巻き込んだ重篤な公害問題。

軽工業 製糸・紡績工場の「女工哀史」

10代前半の若き女性労働者たちが、昼夜2交代制による深夜労働、蒸し暑く窓の閉め切られた多湿な室内、結核などの感染症の蔓延に晒されました。

法整備前 企業の安全配慮義務は皆無

事故が起きても「本人の不注意」と片付けられ、病気になれば解雇。治療費の支給や補償、労働環境を測定・改善するという概念は一切存在しませんでした。

労働基準法 1947年 成立施行 労働安全衛生法 1972年 成立施行

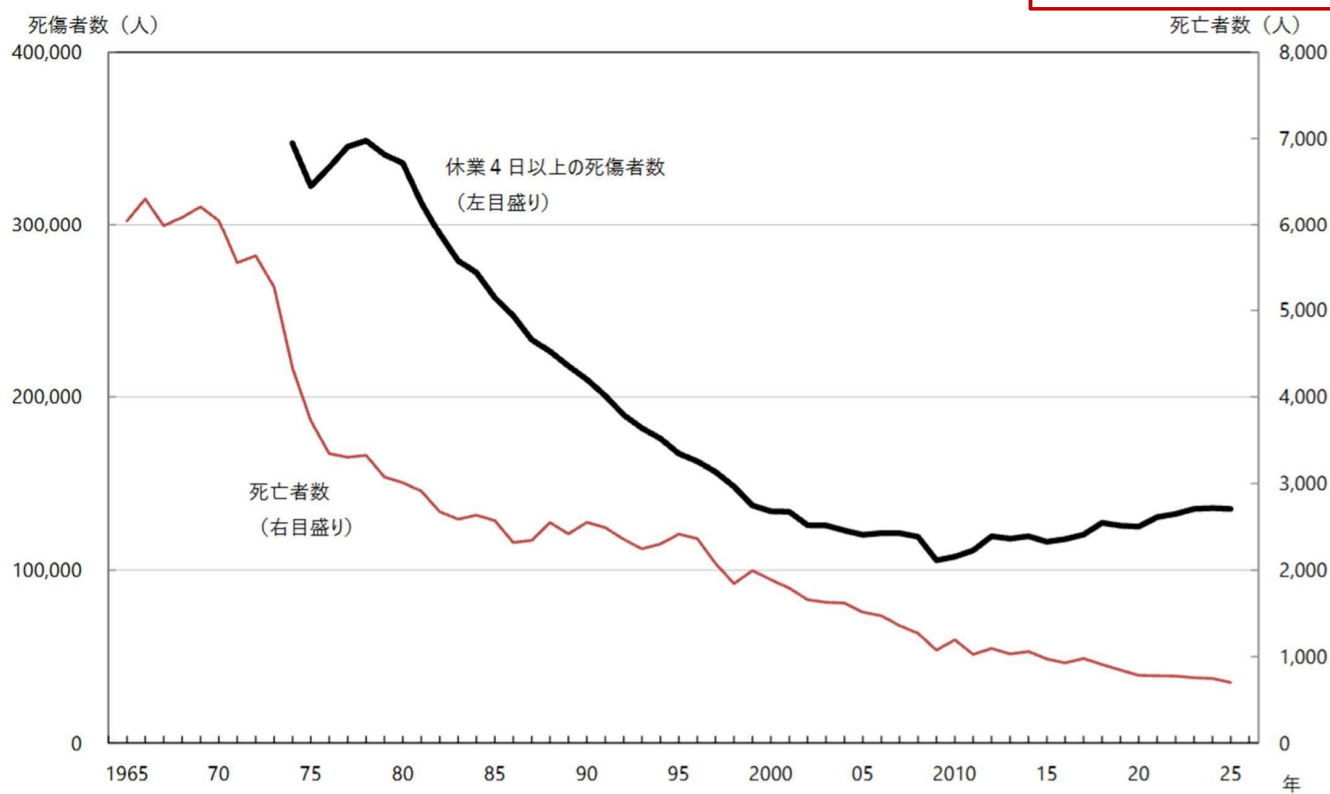
05 / 20



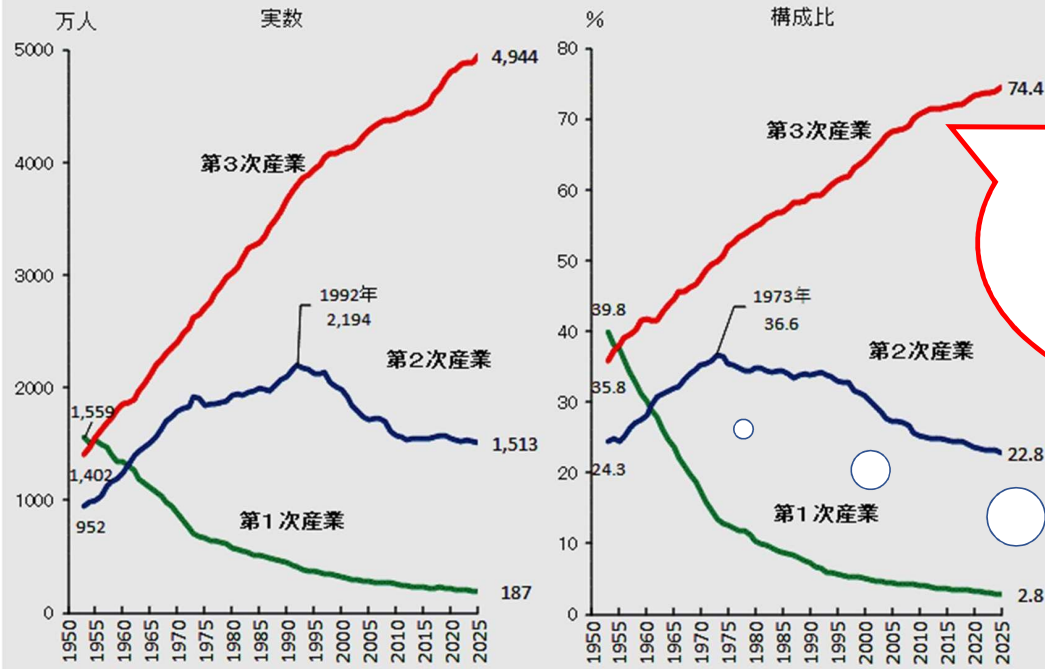


図1 労働災害による死傷者数、死亡者数 (1965年~2025年)

労働政策研究・研修機構



産業別就業者数の推移



社会実情データ図録

第3次産業が増え、産業保健の内容も変化が必要になってきている。

もともと産業医学は工場などで発展

(注)1953~2025年の各年データ。構成比は産業不詳の就業者を除く。
(資料)労働力調査

法令遵守型産業保健の限界

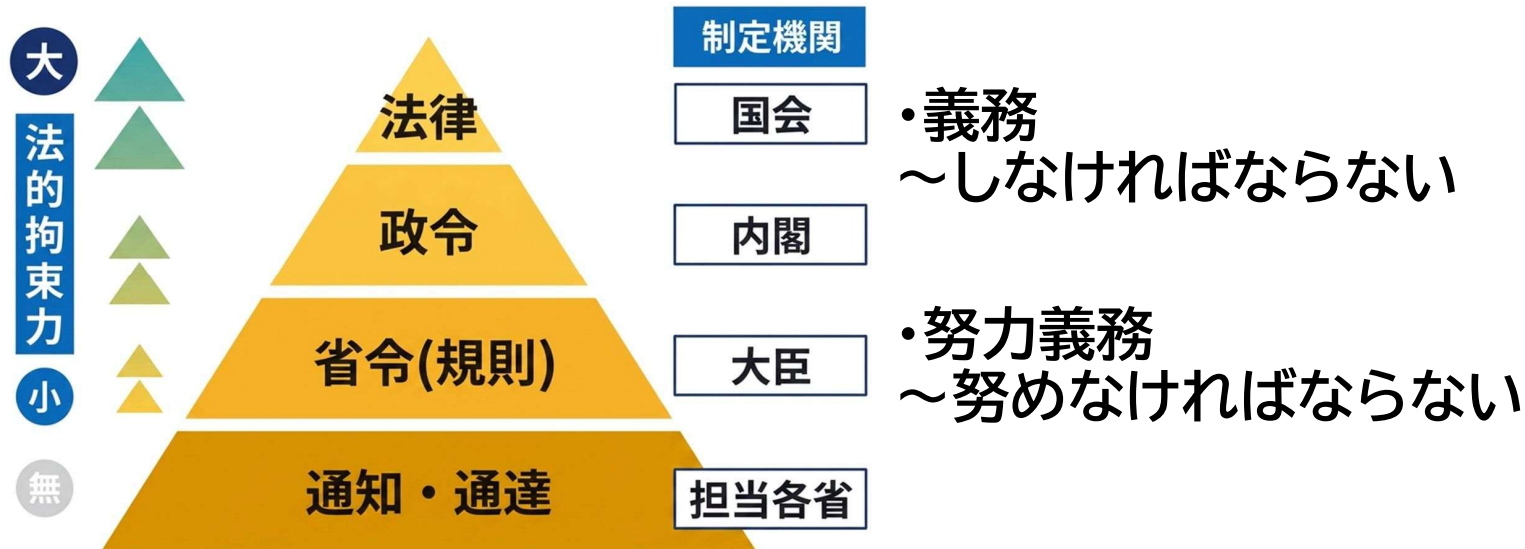
法令を遵守することは重要ですが、

- 1.新しい課題(例:コロナ禍)への対応策は示されていない。
- 2.問題解決策そのものが示されている訳ではない。
- 3.網羅的に記載されており、中小事業場では現実的に対応が難しい内容も記載されている。

労働安全衛生に
自発的に取り組む
という視点が重要！

“そもそも”

なんのために
やっているのか
考えよう！！



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google 力

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全

安全衛生関係リーフレット等一覧

安全衛生管理体制

特に衛生管理者について



第99回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)

第76回 全国労働衛生週間

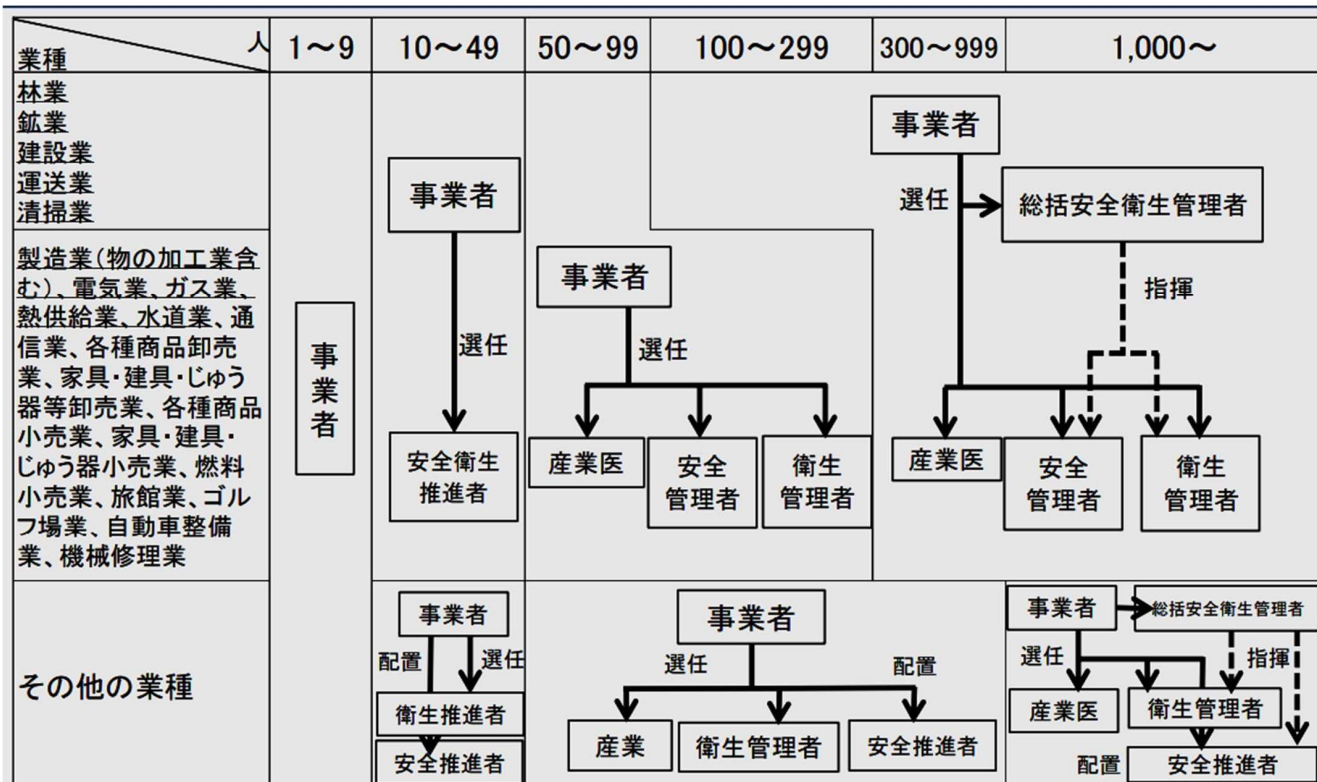
2025 (令和7) 年10月1日~7日 [準備期間: 9月1日~30日]

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！





注: 下線の業種およびその他の業種のうち農林畜水産業、医療業については、第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者に選任することはできません。

事業場の規模と衛生管理者数

[表4] 事業場の規模と衛生管理者数

事業場の規模 (常時労働者数)	衛生管理者数
50 ～ 200	1
201 ～ 500	2
501 ～ 1,000	3
1,001 ～ 2,000	4
2,001 ～ 3,000	5
3,000 ～	6

資格	養成方法
衛生管理者	<p>「衛生管理者試験」に合格する。</p> <p>業種により、第1種衛生管理者試験、第2種衛生管理者試験を選択することができる。</p> <p>◇受験資格(抜粋) 事業場に専属の者のうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育法による大学(短期大学を含む。)又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 2. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 3. 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの <p>◇試験実施機関 公益財団法人 安全衛生技術試験協会</p> <p>◇養成講習等 各種機関により、養成講習会(勉強会)開催</p>

試験免除（無試験）による申請

1 試験免除（無試験）で取得できる主な免許と必要な資格

免許の種類	必要な資格	資格を証する書面
第一種衛生管理者	大学又は高専において、医学に関する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書、学位記等
	大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で労働衛生に関する講座又は学科目を修めたもの	・卒業証明書、学位記等 (労働衛生に関する講座が選択科目の学校は履修証明書も必要) 「試験が免除される大学・学科目の一覧」はこちらをご確認ください ▶ 「第一種衛生管理者免許試験について」 (厚生労働省ホームページ)
	保健師助産師看護師法第七条の規定(試験合格)により保健師免許を受けた者	保健師免許
	薬剤師法第二条の規定により薬剤師の免許を受けた者	薬剤師免許

第一種衛生管理者、第二種衛生管理者

農林水産業・鉱業・建設業・製造業(物の加工業を含む)・電気業・ガス業・水道業・熱供給業・運送業・自動車整備業・機械修理業・医療業および清掃業

その他の業種

第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有するもの・医師・歯科医師・労働衛生コンサルタントなど

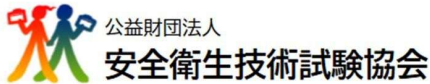
第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有するもの・医師・歯科医師・労働衛生コンサルタントなど

職場巡視 (パトロール)

衛生管理者・・・週に1回

産業医・・・月に1回(H29.6より、一定条件の下、2か月ごとに1回でも可)

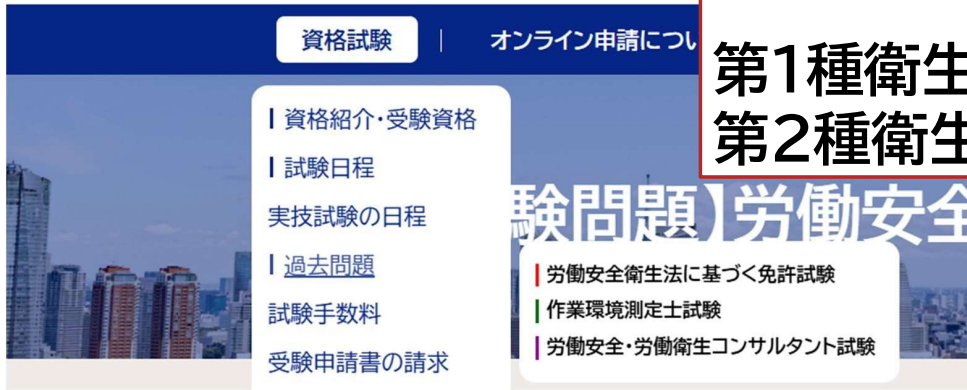
衛生管理者 試験合格率



厚生労働大臣指定試験
厚生労働大臣指定登録

2025年

第1種衛生管理者 46.8%
第2種衛生管理者 48.7%



合格率45%-50%で推移→正直難しいです。
実務に活かせる内容？

“衛生推進者養成講習”のご案内

主催 社会医学研究センター

目的：労働衛生の基礎、職員の健康管理、職場復帰支援などについて学ぶ

- 内容：第1講習 労働衛生管理
第2講習 危険性または有害性等の調査 およびその結果に基づき講ずる措置等
第3講習 作業環境管理と作業管理
第4講習 健康の保持増進
第5講習 労働衛生教育
第6講習 関係法令
- 講師：第1～3講習：天笠崇 産業医
第4・6講習：大里総一郎 衛生管理者
第5講習：杉本正男 産業カウンセラー、衛生管理者

日時：2026年2月7日(土) 10:00~16:00
場所：Web併用開催 東京民医連会議室 + Zoom
受講料：7,000円(資料代、税込み)
全講座を修了された方に『衛生推進者養成講習修了証』が発行されます



“〇〇県+安全衛生推進者養成講習”
などでweb検索。

2026/2には
社会医学研究センター主催で、
衛生推進者養成講習が開催された。

第46期全日本民医連 第12回職員の健康を守る交流集会 概要報告

目的

- ①前期集会で提起した改訂版『健康で働きつづけられる職場づくり』のその後の取り組みについて交流を深め、組織的に活性化する流れを強める。
- ②全国調査から到達と課題を把握し、自事業場等の改善に活かしていく。
- ③ハラスメントの無い職場づくりを更に推進する契機とする。

日時 9月12日(金) 13時50分～13日(土)12時00分

会場 ビジョンセンター田町 5階 vision ホール (東京都港区)

参加 33県連 129人(一般参加 112人/悪天候のため3人欠席)



初日;9月12日(金) 司会 寺島理事(看護師)、岡田委員(医師)

産業医制度

H29.6より職場巡視の頻度
1回/2月に緩和(条件あり)

50人以上の事業所なら、**月1回**
500人以上の事業所なら、**毎日**
事業場に来てくれる。



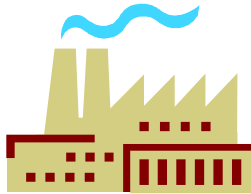
- 安全衛生委員会の出席
- 職場巡視
- 健康に関する面談
- 健康診断結果判定



産業医を選任すべき事業場



500人を超える事業場
(有害業務がない場合は1000人)
・・・**専属**産業医が必要



50人を超える事業場
・・・**選任**産業医が必要



50人未満の事業場
(産業医必要なし)
⇒**地域産業保健センター(地域窓口)**
に相談

2026年時点における産業医制度の課題

「制度の谷間あるいは不備」の問題

「量」の問題

「質」の問題

「コスト」の問題

事業場の規模別産業医及び衛生管理者の選任状況

事業場規模	産業医の選任状況※1 (%)	衛生管理者の選任状況※2 (%)	事業場数※3	労働者数※3
1,000人以上	99.4	99.2	1,944	3,774,310
500～999人	99.3	96.4	3,973	2,752,037
300～499人	97.0	94.1	7,044	2,550,199
100～299人	95.3	89.0	49,949	7,919,750
50～99人	85.6	70.2	101,435	6,929,787
30～49人	34.7	15.2	161,784	6,087,793
10～29人	20.9	10.8	774,718	12,712,968
1～9人	—	—	3,019,957	10,208,334
全体※4	32.8	21.6	4,120,804	52,935,178

※1 令和2年労働安全衛生調査（実態調査）

※2 平成30年労働安全衛生調査（実態調査）

※3 平成26年経済センサス（一部推計含む）

※4 産業医及び衛生管理者の全体の選任状況は、事業場規模10人以上の事業場における選任割合

厚労省
あり方検討会
R4.10.17
参考資料1

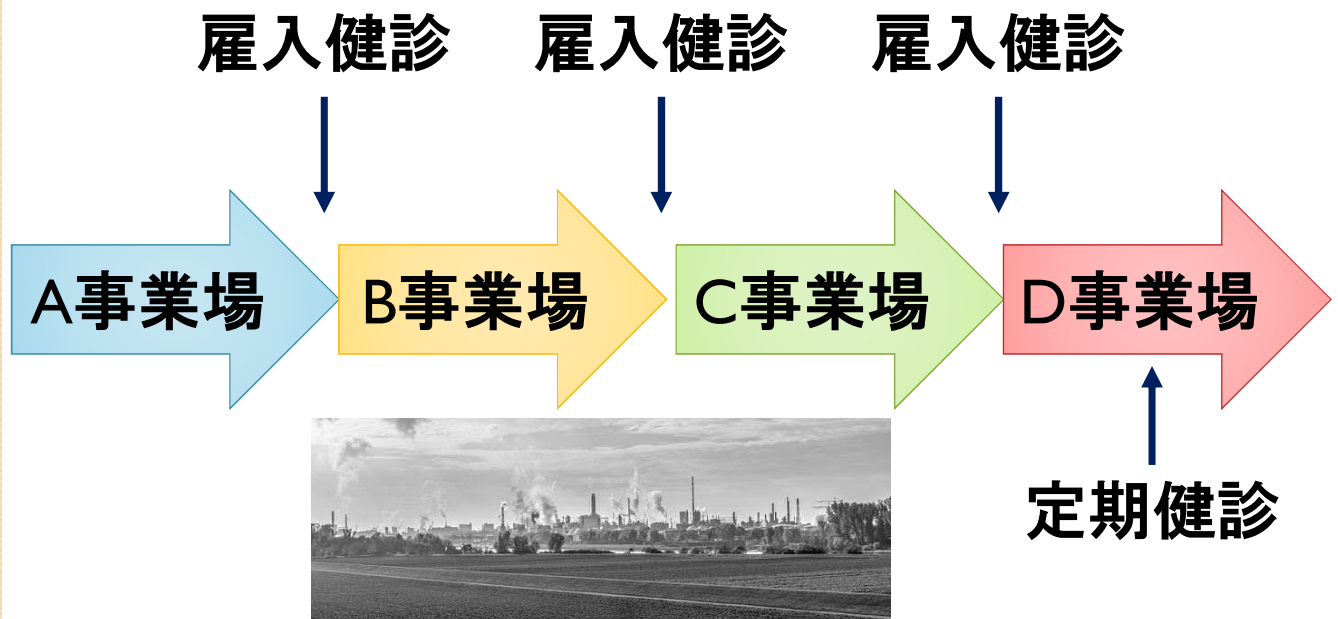
30

「制度の谷間あるいは不備」の問題

- ・ 小規模事業場に非対応
- ・ 職場巡視の頻度
- ・ 産業医の意見
- ・ 環境調整では予防困難（高齢化）



健康管理(健康診断)の歴史的側面



独立行政法人 労働者健康安全機構
高知産業保健総合支援センター

検索… +文字サイズ お問い合わせ

TEL.088-826-6155 FAX.088-826-6151

研修・セミナー 相談のご案内 メンタルヘルス対策 治療と仕事の両立支援 地域産業保健センター 産業保健情報

地域産業保健センター (地域窓口)

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者を対象として、下記の産業保健サービスを提供。

- 健康管理に係る相談
- 健康診断後の医師からの意見聴取
- 高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導

研修・セミナー
相談のご案内
メンタルヘルス対策
治療と仕事の両立支援
地域産業保健センター
メールマガジン

図書館くらいの気楽さで訪問して良いです。

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！



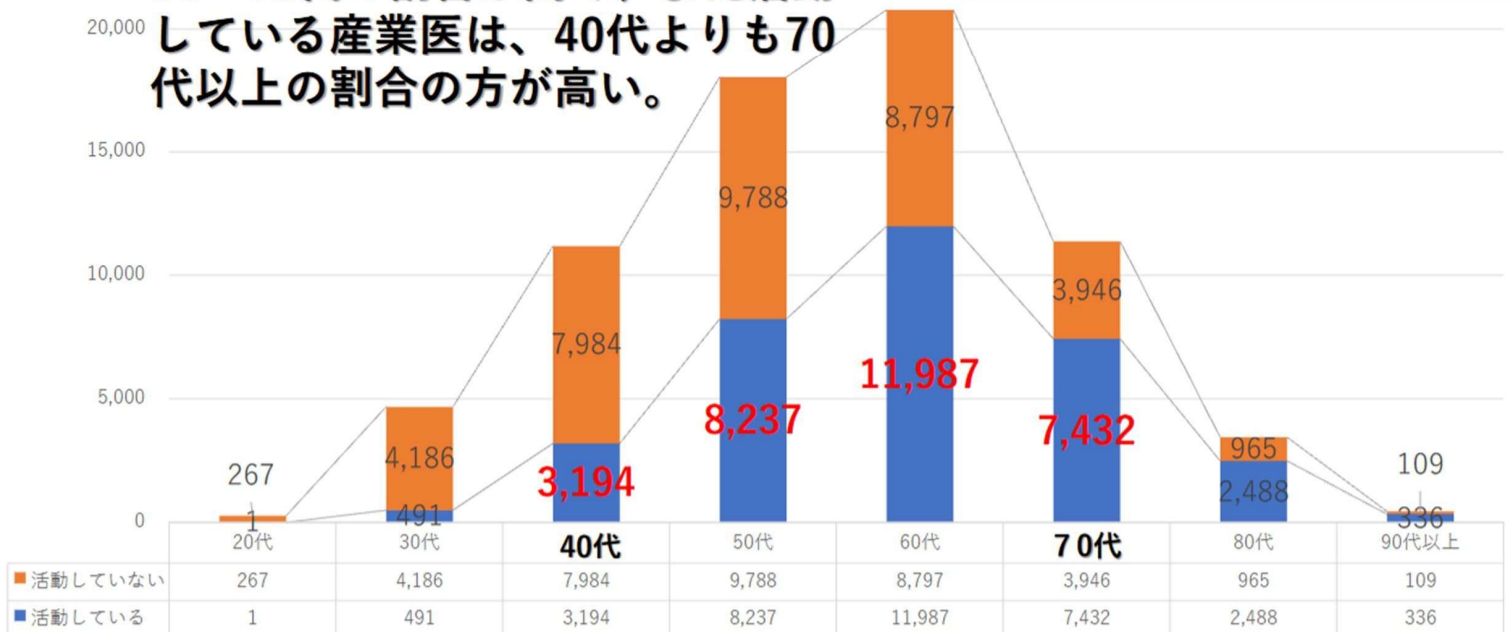
○ 労働者数 50 人未満の事業場における医師の面接指導の実施は、最寄りの「地域産業保健センター」（以下「地産保」といいます。）に依頼して、無料で受けることができます。

大企業の営業所等である小規模事業場で、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるような場合は、ご利用いただけないことがあります。

年代別産業医活動実態割合

認定産業医有効者数：70,208名
活動している：34,166名（48.7%）
活動していない：36,042名（51.3%）

50～70代の割合が高く、また活動している産業医は、40代よりも70代以上の割合の方が高い。



【2022年10月】日本医師会認定産業医会内データより

■ 活動している ■ 活動していない

産業医の「質」の問題

- ・ 臨床研修後、すぐに産業医、訪問診療、美容クリニックやオンライン診療へ進む医師増加している。
 - ・ 対応を求められる分野の幅が多く、対応が難しい。
- ⇒ 医師に頼らない方法論で進化中 (2020年代)

安全衛生委員会



安全委員会、衛生委員会を開くべき事業場

労働安全衛生法・政令第9条 **施行例**

衛生委員会

50人以上

全業種

設置義務者

労働安全衛生法・政令第8条 **施行例**

安全委員会

50人以上

林業、鉱業、建設業、製材業のうち木材、木製品製造業
化学工業、鉄鋼業、金属製品製造及び
輸送用機械器具製造業
運送業のうち道路貨物運送業及び、港湾運送業
自転車整備業、機械修理業並びに清掃業

100人以上

運送業(上記業種を除く)、電気業、ガス業
熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業
家具、建具、什器等卸売業、小売業、各種商品小売業、
燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

衛生委員会、安全委員会における調査審議事項

衛生委員会

- 1)衛生に関する規程の作成
- 2)衛生に関する計画作成、実施、評価および改善に関すること
- 3)衛生教育の実施計画作成
- 4)定期健康診断の結果と対策
- 5)長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止を図るための対策樹立
- 6)労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策樹立

安全委員会

- 1)安全に関する規程の作成
- 2)危険性または有害性等の調査、結果、それによる措置のうち安全に関すること
- 3)安全に関する計画、実施、評価、および改善
- 4)安全教育の実施計画作成

- ・ 毎月一回以上
- ・ 開催の都度、遅滞なく、議事の概要を労働者に周知する
- ・ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを三年間保存

安全衛生委員会

- ・ 安全委員会＋衛生委員会
- ・ 「安全」＝「危ないことへの対応」
- ・ 「衛生」＝「みんなが元気に働けているか」
- ・ 「委員会」＝「話し合いの場」
- ・ 労働災害、仕事に起因する病気の予防を目指そう！

安全衛生委員会をチェックする5つの項目

民医連医療2019.9月号寄稿

- ☑ 労災発生について話し合っている
- ☑ 体調不良の職員がいないか話し合っている
- ☑ 職場巡視について話し合っている
- ☑ 衛生に関する行事について確認をしている
- ☑ 法改正やトピックについて話し合っている

委員会と委員会の間にやるべきこと

委員会

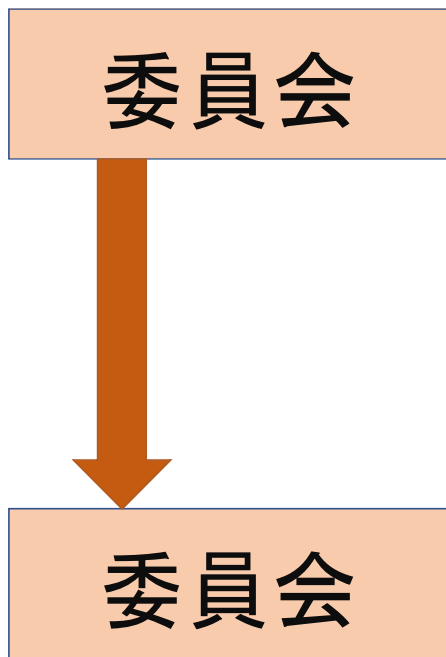
この1か月を
どのように過ごすか？

・改善につながりそうなことを
【見て】【聞いて】探す。
(≡巡視)

委員会

・改善の実践

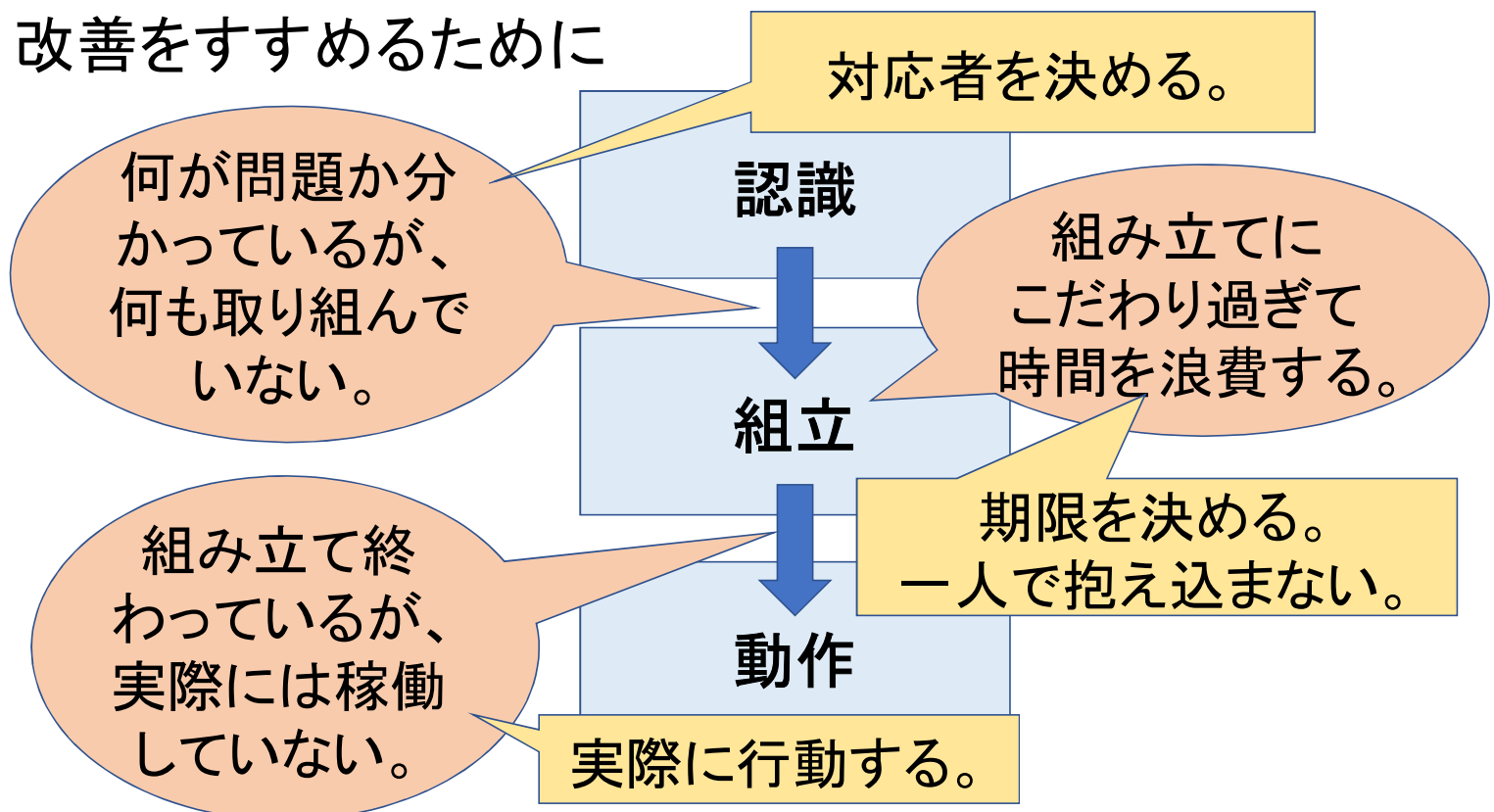
委員会と委員会の間にやるべきこと(例)



- ・安全衛生委員が
- ・コロナ禍で不安を感じている職員がいないか
- ・聞いて回る。

- ・相談窓口の利用をすすめる
- ・委員会で相談して欲しいことがないか聞く。

改善をすすめるために



年間安全衛生計画(例)

安全衛生方針	安全衛生活動に積極的に取り組み、健康で働きつづけられる職場づくりを推進する。														
目標	安全衛生委員会の定例開催と内容の充実 健康相談日の利用促進														
重点施策	実施項目	年間スケジュール												担当者	実施状況
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
安全衛生管理 管理体制	安全衛生委員会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事務局	
	職場の安全衛生巡視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
職場の安全衛生と作業環境の確保	職場の安全衛生巡視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ルクセルパッチ装着の励行	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	放射線科	◎強化月間
メンタルヘルス対策	ストレスチェックの実施					○	○	○						産業医	
	ストレスチェックのフィードバック							○	○	○				産業医	
健康管理	定期健康診断、特定業務従事者健康診断、特殊健康診断の実施					○	○	○	○	○	○	○	○	健診センター	
	雇入れ時健康診断の実施	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	健診センター	☆随時
	健康相談日の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健診センター	第1,3,5水曜16時-17時
安全衛生教育	安全衛生教育の現状把握	○	○	○											
	安全衛生教育の評価・見直し				○	○	○								
その他	安全・健康 民医連チェックリストによる現状チェックと評価										○	○	○		

年間安全衛生計画(例)

安全衛生方針	体と心の健康を維持・増進する働きやすい職場														
目標	有給取得率向上、ノーリフトおよび腰痛対策の推進、労働安全衛生教育体制の推進														
重点施策	実施項目	年間スケジュール												担当者	実施状況
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
ノーリフト腰痛	アンケート作成(4,5月)、アンケート実施(6,7,8月)、アンケート集計(9,10,11,12,1月)、まとめ(2,3月)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	チーム	
	メンタルヘルス	○							○	○	○	○	○	産業医	
有給取得	集団分析(5月)、ストレスチェックの実施、高ストレス者面談(1月-)														
	有給取得率評価とそれに応じた声掛け、1月振り返り	○			○			○			○			委員会	
健康管理	雇入れ時健康診断の実施	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	産業医、健診センター、各職場職責者	☆随時
	入職3か月後および夜勤後面談	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆随時
	健康相談日の実施(事後措置等含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		第1,3,4火曜15時30分-17時
労働安全衛生教育体制	メールなどを用いた労働安全衛生支援体制作り	○	○	○	○	○	○	○	○					産業医	
	労働衛生に関する理解度調査								○	○	○	○	○		

安全衛生委員会で 簡単な年間計画を立てる

	4月 －6月	7月 －9月	10月 －12月	1月 －3月
産業医を紹介するパンフレットを作成する	○			
チェックリストを用いて労働安全衛生活動を確認する		○		
軍手をはめ、ゴミ袋を持って職場巡視をする			○	

	テーマ	取り組み
3月	新型コロナ感染予防対策	事業場における新型コロナウイルス感染予防の対策、職場巡視
4月	安全衛生に関する基礎知識と法律改正	今年度の安全衛生に関する法律改正について
5月	健康診断	健康診断受診率アップを目指して、健康診断の手配に努める
6月	熱中症対策	梅雨明けに向けて熱中症対策の実施について検討する
7月	職業性疾病予防	
8月	高齢者の雇用	高齢者が健康に元気に働くための対策
9月	防災訓練等	9月1日は防災の日。大学の防災訓練に加えハザードマップや地震対策について確認
10月	有給休暇の消化率と促進	職員の有給消化状況の確認 今年度は全員5日間以上の有休を取れたら
11月	感染症予防対策	自宅や職場のマスク・消毒液などの備蓄状況を確認する
12月	ストレスチェック	ストレスチェックの集団分析結果について
1月	労働災害・再発防止策	今年度の労災事故発生状況の確認と再発防止について
2月	次年度の年間スケジュール	次年度の年間スケジュールの作成

衛生教育の例

**おすすめ！
民医連医療の特集
学習動画シリーズ**

**法改正のトピックも
抑えるとgood！**

○職場巡視の視点

労働衛生の3管理

労働衛生の3管理

作業環境管理

作業環境中の有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保する

作業管理

ばく露が少なくなるように作業の手順や方法の変更や作業姿勢の検討、保護具の装着

健康管理

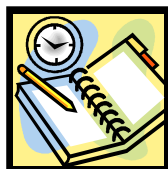
健康診断、その結果に基づく事後措置、健康指導

例) 発がん性のある化学物質の場合

作業環境管理



作業管理

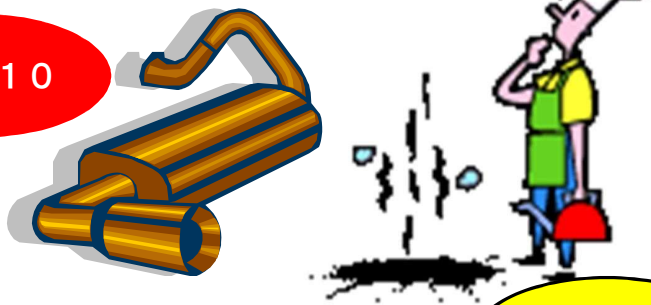


健康管理

例) よくある 産業保健現場での間違い

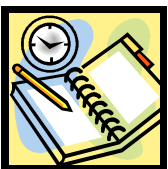
作業環境管理

×1/10

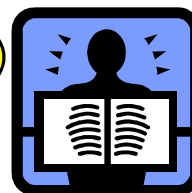


作業管理

×1/5



×1/1



×1/2

健康管理

労働衛生の3管理

作業環境管理



対策の基本は上流から！
元から断つ。

作業管理



健康管理



労働安全衛生に関する講習の問題点

講演される先生は

- ・ トップランナー(第一人者)
- ・ うまくいっている事業場



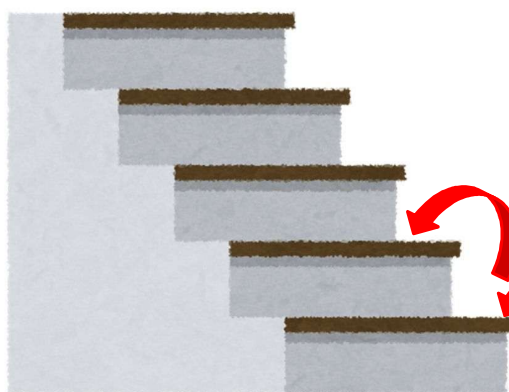
講演を聞く立場は

- ・ いい話を聞けたとは思いますが、
- ・ 職場に持ち帰って実践する力は不十分



労働安全衛生に関する講習の問題点

全部大事・・・



はじめは
段階的に



職場改善は一気に行う必要はなく

**ちよつとずつの改善を積み上げる
積む順番を考える**